

○宇土市公共事業の再評価に関する条例施行規則

平成17年8月1日

規則第29号

改正 平成21年3月23日規則第6号

平成25年3月29日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇土市公共事業の再評価に関する条例（平成17年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の所掌事務)

第2条 条例第5条第1項の規定に基づく宇土市公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）は、市長の依頼に基づき、市が作成した再評価資料の提出を受け、その対応方針について審議を行い、意見がある場合には、市長に対してその報告を行う。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

- 2 委員会の委員は、地域の実情を理解し、かつ、公平な立場にある有識者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(資料の提出及び説明)

第6条 再評価を実施する事業の所管課は、委員会に対して、再評価対象事業、評価手法及び対応方針に関する資料その他の参考資料を提出するものとする。

- 2 再評価を実施する事業の所管課は、委員会に出席し、提出した資料に関する説明を行うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において行う。

(他の事業との調整)

第8条 市が実施する事業が、国又は県等市以外の事業主体が実施する事業と密接に関連しており、一連の事業として、共同で審議及び意見の報告を受けることが効率的な場合

には、当該事業主体の間で協議し、どちらか一方で事業の再評価を実施する等、柔軟に対応するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか公共事業の再評価及び委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第6号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第21号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。